

条例



11月24日、議員研修会を開催しました。

12月定例会

平成22年12月定例会は、11月29日から12月24日までの会期26日間で行いました。

この定例会では、補正予算や条例改正などの議案が上程されました。慎重審議を行った結果、「笠岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正」については修正可決し、その他の議案は原案のとおり決定しました。

また、13人の議員による個人質問が行われました。

● 笠岡市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正

市長・副市長・教育長・一般職員のいわゆるボーナスを0・2ヶ月分引き下げました。さらに、一般職員の給料表について、中高年層に該当する部分を中心に給料月額を引き下げました。

建設産業委員会が付託を受けて審査した結果、住居に限って35万円と修正するよう本会議で報告しました。

本会議では、建設産業委員会の修正案のとおり全会一致で可決されました。

本会議では、建設産業委員会の修正案のとおり全会一致で可決されました。

● 清掃に関する条例の一部改正

地区などで以前から整備されている下水道の受益者負担金は、土地の面積に応じた額（1平方メートル当たり500円）なので、敷地が広い工場などでは不公平となります。

希望すれば、30リットル袋70枚を20リットル袋105枚に交換可能）

● 手数料の額の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

住民票の写しの交付手数料や税に関する証明手数料などを240円から300円にするなどの改定を行いました。（4月から実施）

● 笠岡市体育施設条例の一部改正

笠岡市民体育センター多目的室の冷暖房機使用料・トレーニングルームの3ヶ月使用料等を定めました。（4月から実施）

● 笠岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例の一部改正

指定管理者が笠岡市認知症対応型共同生活介護事業所（炉端の家）の管理を行えるようにするため改正しました。

● 一般議案

● 笠岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正

市長の提案では、北川地区で現在工事が進められている下水道の受益者負担金を一つの宅地（住居・事務所・事業所・学校などの敷地）につき35万円としていました。

● 笠岡市保健センター条例の一部改正

保健センターの大研修室と研修室の休館日を月曜日から木曜日に変更します。（4月から実施）

● 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定

真鍋島に地上デジタル放送の共同受信アンテナを整備すると共に真鍋島やすらぎの家を増改築します。

● 岡山県西部衛生施設組合規約の一部変更